

## 1. 新型コロナウイルス感染症拡散状況における京都市ユースサービス協会としての基本方針

- ・新型コロナウイルス感染症の拡散状況を鑑み、若者の置かれている状況にあわせて対策を講じつつ、本来の若者自身の活動・成長機会が損なわれないための機会づくりを模索する。
- ・コロナ禍においての状況、またコロナにより明確になった若者の置かれている状況や、若者の声を社会に届けることに取り組む。
- ・スタッフ（職員・アルバイト・ボランティア等）の心身状態にも配慮するとともに、若者を始めとする利用者の健康面に留意し、利用者への感染症対策への協力依頼を含め感染症対策を講じつつ、日々の施設運営・事業運営に取り組む。
- ・従来の方方法にとらわれず、これまでの代替手段としてだけでもなく、これまでをふりかえりつつ、かかわりをより良くアップデートしていくことを試みる。
- ・委託・指定管理を受けている行政機関との情報共有・協議に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たせるようにする。

## 2. スタッフ（職員・アルバイト・インターン・ボランティア等）個人の感染予防対策

### (1) 手洗い・手指消毒

- ・主たる感染経路は飛沫感染および接触感染なので、手指消毒等の基本的な衛生管理（手洗い・手指消毒）による感染予防を行う。

### (2) 体調管理、相談・受診の目安

- ・体調不良に気づくためにも、自身の平熱を知っておくとともに、定期的に検温する。
- ・日頃より体調管理に努め、風邪の症状が出る場合は無理せず、所属長に報告し、対応を確認する。
- ・以下の症状がある場合は出勤しないで自宅待機する。かつ最寄りの「帰国者・接触者相談センター」もしくは「かかりつけ医」にすぐに相談する。
  - 「息苦しさ（呼吸困難）」、「強いだるさ（倦怠感）」、高熱等の強い症状のいずれかがあがる。
  - 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠中の方）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある。
  - 上記以外の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続いている。  
(症状が4日以上続く場合。症状には個人差があり、強い症状と思う場合には「帰国者・接触者相談センター」もしくは「かかりつけ医」に相談する。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様です。)

### (3) 発熱や風邪症状を認めるものの職場復帰の目安

- ・職場復帰に関しては基本的に医療機関の判断を仰ぐこととする。しかしながら、諸事情により医療機関を受診できなかった場合、以下両方の条件を満たすこと。
  - 発症後に少なくとも8日が経過している（感染の場合は少なくとも10日が経過していること）

○薬剤（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤）を服用していない状態で解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢等）消失後に少なくとも2日が経過している

\*8日が経過している→発症日を0日として8日間のこと

\*3日が経過している→解熱日、症状消失日を0日として3日間のこと

（出典）日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第3版

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>

### 3. 職場・施設の感染症予防対策

#### （1）飛沫防止・対人距離の確保

- ・窓口対応・相談対応・会議等、他者と接する際には、マスクを着用し対応するほか、相互に飛沫がかからないようにアクリル板や透明のシート等を活用する。職員同士でも同様である。
- ・施設内の配置を変更する、座席を間引く、エレベーターに定員を設ける等、できる限り物理的な対人距離の確保や飛沫防止に取り組む。
- ・9月11日内閣府通知を基に、施設利用について「大声での歓声・声援等が想定されるもの」は、定員の半数以下での利用を依頼する。

#### （2）手指消毒・モノの消毒

- ・施設の入口等に手指消毒用のアルコールを設置するほか、ドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、室内灯スイッチ等、手が触れるところは一日3回程度消毒する（散布だけではなく、布等で拭き伸ばすこと）。※椅子等革製のものは色落ちの可能性があります、乾燥前にウエス等で拭く。
- ・消毒にはアルコール消毒液（60～95%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム※（0.05%）を用いる。製品評価技術基盤機構（nite）公表の新型コロナウイルスに有効な界面活性剤（洗剤）の使用も可。※商品により薄める割合が異なる。

【新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）】

方法	モノ	手指	現在の市販品の薬機法上の整理
水及び石鹼による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ナトリウム水溶液 （塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」（一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤	○	—	「雑品」（一部、医薬品）
次亜塩素酸水 （一定条件を満たすもの）	○	—	「雑品」（一部、医薬品）

※薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能。

（出典）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

#### （3）換気

- ・部屋利用がない時には窓を開け換気扇をつけて、換気する。また、窓のない場合は扉を開けて換気効率を上げる。扇風機がある場合は、窓の外に向けて風を送ることで、換気効率は上がる。
- ・施設利用にあたって、定期的に換気を依頼する。窓のある部屋は、窓を開ける。締め切る場合は

30分に1回、5分程度窓を開ける、扉を開ける等して換気する。

(4) その他、利用者への依頼

- ・利用者の皆様にも上記、マスク着用、手洗い・手指消毒、換気等への協力を依頼する。
- ・風邪の症状が見受けられる場合は、利用をご遠慮いただくよう依頼する。
- ・利用者の中で、感染及び感染の疑いが発覚した場合には、連絡をいただくようお願いする。
- ・利用者情報を提出していただく前提での施設貸出であり、必要に応じて名簿を提出いただけるようにするほか、ロビー・自習室利用者にも利用者情報を確認する。なお、これら情報は、感染が発覚した場合等、必要に応じて公的機関へ情報提供する可能性がある。

(5) 会議等の実施について

- ・内外の参加を問わず、会議においても同様に対人距離の確保、マスク着用、換気に取り組むほか、必要に応じて、オンライン実施や併用実施等に取り組む。

(6) 指定管理・委託元 行政機関との情報共有・協議

- ・新型コロナウイルス感染症に関する状況が変化した際の開館の可否や感染症予防対策についての疑義が生じた際には、指定管理・委託元の行政機関と協議し、対応を決定する。

#### **4. 事業における感染症予防対策**

基本的に、上記「3. 職場・施設における感染症予防対策」に準じて実施する。

(1) 事業実施の可否

- ・開館の可否とともに、事業実施に関しても、指定管理・委託元 行政機関と確認の上、調整する。
- ・各事業については、感染症対策を充分に取り組んだ上で実施する。充分取り組めないと判断される場合には、中止や形態を変えての実施等を検討する。
- ・例えば、身体接触のあるプログラムや飲食提供するプログラムは、充分に感染症予防対策を講ずるなど、配慮して実施する。
- ・オンラインでの事業実施等については、感染症予防対策である一方で、必ずしも誰もがアクセスできるものではなく、配慮を必要とすることを押さえておく。

(2) 会場における感染症対策

- ・9月11日 内閣府通知を基に、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する事業は、会場定員の半数以下での実施とする。その他の場合も、以下の措置を講じることとする。
  - 1) 十分に換気できること
  - 2) 密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）／ 接触しないような措置
  - 3) 消毒の徹底、マスク着用100%の担保、検温の実施
  - 4) 大声を出さないことの担保
- ・外部の会場を借りる際には、貸主の理解が得られること

(3) 参加者・ボランティア・(保護者)

- ・対策を講じた場への参加に同意してもらった上での参加とする。
- ・風邪の症状が見受けられる場合は、利用をご遠慮いただくお願いをしておく。
- ・参加者にも手指消毒等の感染症対策に協力してもらうとともに、活動に携わるボランティアに関しては、感染症対策の視点を持って活動できるように、事前に説明する時間を取る。